

本発表では、J.S.ミルの自己決定に関する主張に着目し、彼の自由原則について新しい解釈を提案する。ミルが『自由論』で提示した自由原則は、一般的には危害原則として解釈される。危害原則解釈によれば、ミルの自由原則は、他者に危害を加えない限り諸個人は社会からいかなる強制的介入も受けるべきではないというものになる。だが、『自由論』にはこの解釈に合致しない主張が見られる。例えばミルは、他者を危害から救う積極的善行についても、場合によっては強制することが正当だと主張する。この問題に対してミル研究では、大きく分けて二つの修正が為されてきた。一つ目は、積極的善行をしないことも他者危害行為だとする解釈である（Brown 1972）。この解釈は、従来の危害原則を維持できるという利点を持つ一方で、ミルが作為・不作為を区別した主張を行っている点と合致しない。二つ目は、強制的介入が正当なのは、介入対象者が他者に危害を加える場合だけでなく、他の誰かが行う他者危害行為の防止も含まれるとする解釈である

（Lyons 1976）。この解釈は支持者も多いが、ミルの主張を十分に説明できるものではない。なぜならミルは、介入対象者が自身に加える危害の中にも、強制的な介入が正当なものがあると認めているからである。

例えば、ある人が危険な橋を知らずに渡ろうとしているとき、他の人がその人を強制的に連れ戻すことは正当でありうるとミルは主張する。この問題に対する解釈の修正として、同意に基づかない危害ならば、自身に生じるものであっても介入することが正当だとするものが提案されている（Saunders 2016）。しかし、この修正はもっともらしくない。まず、ミルは自分自身と同意するという発想を持っていない。また、ミルは自身を奴隷として売り渡す契約は無効だと主張する。この主張をする際ミルは、決定の権限それ自体が重要だとする主張を行う。そのため、同意や危害の内容を修正するだけでは、奴隷契約に関するミルの主張を十分に汲み取ることはできないと考えられる。

こうした事情を踏まえて、本発表では、危害ではなく自己決定を中心に据えた解釈を提案する。ミルにおいて自己決定は、自分の欲求にかなった人生計画を自分で立て、それに基づいて生きることである。また自由原則とは、社会による介入を、この生を実現するために必要な条件の成立に限定するものである。そして、その条件としてミルが『自由論』で取り上げているものを列挙すると、①他者から危害を加えられないこと、②人生計画を立てる際に用いる十分な情報と合理性、③自己決定を行う権限そのもの、となる。このような解釈を採ることで、ミルが『自由論』で行っている様々な主張を統一的に説明することができる。